

日本カナダ学会「トラベル・グラント」について
(制度概要のご紹介)

日本カナダ学会のトラベル・グラントは、毎年度（4月1日～翌年3月31日）、カナダおよびカナダ以外の国（日本を除く）で開催される国際会議などで、カナダ研究について報告をする本学会会員に旅費の一部を補助する制度です。

本学会会員によるカナダ研究の成果を広く海外に発信し、研究の交流や国際化を図るのが目的です。ただし、トラベル・グラントは旅費の一部を補助するのが趣旨ですので、旅費のすべてをカバーするものではありません。

募集要項は次のとおりですが、年度ごとに変更や修正が発生することがありますので、必ず最新号のJACS ニュースレターでご確認ください。

- (1) 支給金額：上限 10 万円とする。
- (2) 支給対象者：募集時点において日本カナダ学会会員であること。原則として、専任の勤務先を持たない会員。専任の勤務先を持つ会員でも応募出来ますが、優先度は低くなります。
- (3) 応募書類：①本学会所定の応募用紙（日本カナダ学会のホームページに掲載）、②国際会議などでの報告が正式に受け入れられたという文書（メールも可）、③出張に関する費用（航空運賃、滞在費、参加登録料など）の見積書。
- (4) 出張後の義務：①帰国後 2 週間以内に報告した原稿を、郵送にて学会事務局に提出すること。②出張に関わる費用の報告書（学会ホームページ掲載の所定の書式）。③ニュースレターにおいて「海外学会報告」について執筆すること。
- (5) その他の事項：①当該年度内でトラベル・グラントの予算額（10 万円）が満額執行されなかった場合でも、原則として、残額を次年度への繰越は行いません。②出張期間は当該年度内に終了しなければなりません。③このグラントを支給された会員は、原則として再度応募することはできません。
- (6) 審査方法：日本カナダ学会理事会における審査機関（対外交流・社会連携委員会）により事前審査を行い、それぞれ 5 月、9 月、1 月の理事会にて最終決定します。
- (7) 応募締切日：毎年 4 月末日、8 月末日、12 月 15 日（年 3 回）。
- (8) 送付先：事務局まで。
- (9) 問い合わせ：電子メールにて事務局まで。